

# 航空自衛隊退職者団体 つばさ会会則

	平成16年6月7日
一部改正	平成17年6月3日
一部改正	平成19年6月7日
一部改正	平成20年6月5日
一部改正	平成23年6月6日
全部改正	平成25年6月3日
一部改正	平成27年6月1日
一部改正	平成28年6月6日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「航空自衛隊退職者団体つばさ会」と称し、「つばさ会」と通称することができる。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区四谷坂町9番7号 ZEEKS 四谷坂町ビル3Fに置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の支援及び親睦を図るとともに、航空自衛隊の諸業務に対する必要な協力と支援、航空自衛隊殉職者等の慰霊顕彰、並びに社会に対する貢献等を行い、もって会員の福祉と航空防衛力の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の支援及び親睦に関する事
- (2) 航空自衛隊の諸業務に対する協力及びその活動の支援に関する事
- (3) 航空防衛力基盤の発展に資する調査・研究と提言に関する事
- (4) 航空自衛隊殉職隊員の慰霊顕彰及び遺族援護の協力に関する事
- (5) 旧軍戦没者等の慰霊顕彰に関する事
- (6) 国内外の関係団体との友好親善に関する事
- (7) 前各号に掲げる事業に係る刊行物の発行、ホームページの運営、講演会、同好会活動及び美術展等の実施に関する事
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関する事

(支部及び付属組織の設置)

第5条 同一地域に居住する会員は、当該地域の特性及び事情に応じて第4条に掲げる事業に係る諸活動を行うために、理事会の議決により支部を置くことができる。

- 2 特定の事業を実施するため、必要とする場合、総会の承認を得て、附属組織を設置することができる。
- 3 支部及び附属組織に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 会員は、正会員及び賛助会員の2種とする。

- (1) 正会員 航空自衛隊を退職した者及び航空自衛隊の勤務経験を有し防衛省を退職した者で、本会の目的に賛同し、会長が入会を承認した者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同した法人、団体又は正会員以外の個人で、会長が入会を承認した者

(入会手続)

第7条 会員として入会しようとする者は、会長が定めるところにより、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次に掲げる事由により、その資格を失う。

- (1) 本人の文書による申し出による退会
- (2) 個人たる会員にあっては、死亡
- (3) 法人たる会員にあっては、解散
- (4) 3年間連続して年会費の滞納
- (5) 除名

(除名)

第9条 会員の除名は、当該会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をした場合に行うことができる。

正会員を除名する場合は、総会議決の3分の2以上の多数をもって行うものとし、この場合、当該会員に対して総会で弁明の機会を与えなければならない。

賛助会員を除名する場合は、理事会議決の3分の2以上の多数をもって行うものとし、必要に応じ、当該会員・紹介者から意見を聴取するものとする。

## 第3章 役員

(役員の設定)

第10条 本会に次の役員を置く。

理事 50名以内  
監事 2名

- 2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、1名を副専務理事とする。
- 3 理事と監事は、相互に兼ねることができない

(役員を選任)

第11条 会長、副会長及び監事は、総会の議決によって正会員の中から選任する。

- 2 理事は、理事会の議決によって正会員の中から選任し、総会に報告する。
- 3 専務理事及び副専務理事は、理事会の議決によって理事の中から選任する。

(役員職務)

第12条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長の命を受け業務を掌理する。
- 4 副専務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故ある時は、その職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し会務を運営すると共に、会長の命を受け担任する業務を執行し、その状況等を3箇月に1回以上理事会に報告する。
- 6 監事は、会計及び業務の執行状況を監査するとともに、理事会に出席し必要があると認められるときは意見を述べる。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第14条 本会は、会長が必要と認めた場合、理事会の議を経て正会員の中から顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、重要な業務につき、会長の諮問に応じ、意見を述べる。
- 3 顧問は、理事会に出席し、意見を述べるができる。

## 第4章 総会

(種類)

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第17条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会長、副会長及び監事の選任
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 会則の変更
- (5) 会員の除名
- (6) その他本会の運営に関する重要事項

(開催)

第18条 定期総会は、毎事業年度終了後90日以内に開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたときに理事会の議を経て開催する。

(招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第20条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第21条 総会の決議は、参加した会員（委任状を含む。）の過半数の同意をもって決する。

(代理)

第22条 総会に出席できない会員は、委任状により、議事の賛否を代理人に委任することができる。代理人の指名がない場合は会長一任とする。

## 第5章 理事会等

(構成)

第23条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、総会の決定に基づき、会務の決定、執行、監督を行う。

2 理事会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) 会員の推薦及び資格に関すること
- (4) 会則及び施行細則の変更に関すること
- (5) 理事の選任、退任及び解任に関すること
- (6) 事務所、その他重要な組織の設置、廃止、変更に関すること
- (7) 総会の日時、場所、目的、事項等に関すること
- (8) その他会長の諮問に関すること

(種類及び開催)

第25条 理事会は、定期理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 定期理事会は、3箇月に一度開催し、臨時理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

3 理事会は、出席者が過半数に達しなければ開会することができない。

(招集)

第26条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第27条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第28条 理事会の決議は、出席した理事の過半数の同意をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、議事録を作成し、10年間事務所等に備え置くものとする。

(委員会の設置)

第30条 理事会の運営を適切に行うため、必要な委員会を設置することができる。

(支部連絡調整会議)

第31条 支部連絡調整会議は、各支部の代表及び所要の理事をもって構成し、会務の執行について調整するとともに、意見交換を行う。

2 支部連絡調整会議は、定期総会の開催日に実施するほか、必要に応じて会長が招集する。

3 支部連絡調整会議の運営は、専務理事がこれにあたる。

## 第6章 会費及び会計

(運営経費)

第32条 本会の運営経費は、年会費、寄付金及びその他の収入をもって賄う。

(会費)

第33条 会員は、次の額の年会費を納めなければならない。

正会員 3,000円

賛助会員(法人) 30,000円

賛助会員(個人) 10,000円

2 納付された年会費は、理由の如何を問わず、返却しない。ただし、正会員が退会または死亡により会員の資格を喪失した場合、年会費のうち前納された分を除く。

(寄付金)

第34条 寄付金は、寄付者の用途指定がある場合を除き、会の運営経費に充当する。

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、会計を担当する理事が管理する。

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 補則

(委任)

第37条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則

1 この会則は、平成16年6月7日から施行する。

2 航空自衛隊退職幹部親睦団体つばさ会会則(昭和58年6月10日)は、廃止する。

3 この会則施行前において、航空自衛隊退職幹部親睦団体つばさ会会員であった者は、第6条の正会員とみなす。

附則

この会則は、平成17年6月3日から施行する。

附則

この会則は、平成19年6月7日から施行する。

附則

この会則は、平成20年6月5日から施行する。

なお、表題、及び第1条（名称）の規定は平成21年4月1日以降施行する。

附則

この会則は、平成23年6月6日から施行する。

なお、第19条（会費及び会計）の規定は平成23年7月1日以降施行する。

附則

この会則は、平成25年6月3日から施行する。

附則

この会則は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この会則は、平成28年6月6日から施行する。